

習志野市東習志野コミュニティセンター 指定管理者候補者選定評価表

区分	選定項目	事業計画書等の記載項目	評価の観点	配点	B社	指定管理者 ナンシン ワコーグループ	D社
指定 管理者 手続 き条 例 第 4 条 選 定 基 準 に 関 す る 事 項	1.市民の平等な利用の確保			13	10.3	11.5	9.0
		(1)魅力ある施設とするための工夫(魅力ある施設として広く市民に利用されるためには、どのような管理運営を行うか)	施設の設置目的の理解はもとより、工夫のある「公の施設」の管理運営の考え方が示されているか。	3	2.3	2.7	2.2
		(2)事業の広報と市民の意見の反映(事業等を市民にどのように広報するか、効率的な管理運営のため、市民の意見をどのように取り入れるか)	当該施設で行う事業等の市民への広報が示されている。	5	4.0	4.3	3.8
			当該施設の効率的な管理運営のため、市民の意見を取り入れる提案等が示されているか。	5	4.0	4.5	3.0
	2.管理を安定して行う物的能力、財政的能力及び人的能力の保持			22	16.7	18.0	13.2
		(3)職員の研修計画と人材育成及び職員配置計画と待遇(職員配置の考え方及び安定的な職員配置の方策と研修計画)	適正な職員の配置計画となっているか。	5	3.3	4.5	2.2
			職員採用方法・配置の考え方、職員の研修計画は適切か。	5	3.8	4.0	3.0
		(4)経理事務を行う上で留意する事項	経済的(経営・収支・資産等)に安定した運営が可能か。	3	3.0	2.0	3.0
		(5)施設・設備の日常の安全管理及び快適な利用環境を提供するための維持管理	施設設備の日常の安全管理と維持管理内容は妥当か。	3	2.2	2.8	2.0
		(6)個人情報の保護の措置(個人情報の保護にあたって、どのように考えているか)	個人情報の保護措置は十分か。	3	2.2	2.0	1.5
		(7)緊急時の対応(防犯、防災その他緊急時の対応についてどのように考えているか)	緊急事態への対策は十分か。	3	2.2	2.7	1.5
	3.当該施設の効用を最大限に発揮させる能力及び経費の縮減			15	5.3	5.8	4.5
		(8)施設の利用促進のためのサービス向上に向けた取組みと苦情処理体制	施設の利用促進及び拡大を図るための具体的なサービス向上策や苦情処理体制への考え方を含む施設の効用を最大限発揮させる取組みが提案されているか。	5	3.3	3.8	2.5
		(9)経費の縮減(収支計算書による)	管理運営経費の縮減が提案されているか。	10	2.0	2.0	2.0
	共通事項 計				50	32.3	35.3
個 別 事 項	4.市民サービスの質の向上と質の確保			30	22.7	23.3	16.2
		(10)申請の動機・意欲(申請の動機及びコミュニティセンターの管理運営に対する意欲はあるか)	コミュニティセンターの管理運営者としての動機や意欲が示されているか。	5	3.5	4.3	3.2
		(11)コミュニティセンター利用者への配慮(乳幼児・児童・障がい者(児)・高齢者等の様々な利用者の利用に対する配慮)	多様な利用者へのコミュニティセンターサービスの提供について、具体的な提案があるか。	10	7.7	8.3	5.0
		(12)地域や関係機関との連携・協働	地域特性を生かした具体的・効果的な連携・協働によるサービス提供の提案があるか。	10	8.0	7.0	5.0
		(13)公の施設の引継ぎに関する事項	持続可能なサービス提供に資する引継ぎ計画が示されているか。	5	3.5	3.7	3.0
	5.企画立案能力と管理運営方針			20	15.5	17.4	9.7
		(14)自主事業の実施計画	施設の効果的な活用、地域住民のふれあいとコミュニティ活動の推進及び活性化に結びつく提案であるか。	10	8.0	9.0	4.7
			事業者の利点を生かした効果的な事業の提案が示されているか。	5	4.0	4.2	2.2
	(15)指定期間における各年次目標の具体性	指定期間満了までの年次サービス目標に数値目標など具体性はあるか。	5	3.5	4.2	2.8	
個別事項 計				50	38.2	40.7	25.9
共通事項+個別事項 合計				100	70.5	76.0	52.6